

第6章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

6-1 施設緑地の整備目標・整備方針

(1) 都市公園の整備目標

① 住区基幹公園

●街区公園

街区公園は先の配置計画に基づき12箇所を整備します。新規の街区公園（街-9）については、相可高等学校南西部の町有地での整備を図ります。

また、新規の街区公園（街-10）についてはJR紀勢本線相可駅北側の市街地整備、街区公園（街-11、12）は多気駅周辺の市街地整備と合わせて整備します。

■街区公園

名 称	用途地域内		用途地域外	
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
街-1 第2工業団地公園	1	0.24	—	—
街-2 くすのき公園	1	0.13	—	—
街-3 けやき公園	1	0.17	—	—
街-4 さくら公園	1	0.12	—	—
街-5 やまもも公園	1	0.30	—	—
街-6 公園（相可台）	1	0.14	—	—
街-7 公園（相可一区）	1	0.10	—	—
街-8 クリスタルの森	—	—	1	0.59
街-9 新規（相可一区）	—	—	1	0.25
街-10 新規（相可二区）	1	0.25	—	—
街-11 新規（多気1）	1	0.25	—	—
街-12 新規（多気2）	1	0.25	—	—
合 計	10	1.95	2	0.84

●近隣公園

近隣公園は既存の「多気スポーツ公園（2.4ha）」及び「佐奈川桜つつみ公園（2.14ha）」を位置づけます。

■近隣公園

名 称	用途地域内		用途地域外	
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
近-1 多気スポーツ公園	1	2.40	—	—
近-2 佐奈川桜つつみ公園	—	—	1	2.14
合 計	1	2.40	1	2.14

② 都市基幹公園

●総合公園

総合公園は「のびのびパーク天啓（22.6ha 拡張含む）」を位置づけ、公園エリアの拡張など町民に親しまれる施設とするとともに、広域的な災害時の避難場所とします。

■総合公園

名 称	用途地域内		用途地域外	
	箇所	面積（ha）	箇所	面積（ha）
総-1 のびのびパーク天啓	－	－	1	22.60

（２）都市公園の整備方針

街区公園は、現況の公共施設緑地から移行する 8 箇所に加え、中間年次（平成 27 年）までに新規の街区公園を 4 箇所（いずれも面積は 0.25ha）整備します。

近隣公園は、現況の「多気スポーツ公園」及び「佐奈川桜づつみ公園」の 2 箇所を位置づけ、新規の配置は行いません。

総合公園は、現況の「のびのびパーク天啓」を位置づけ、その拡張整備を図ります。なお、総合公園の新規の配置は行いません。

■都市公園の整備目標

種別			中間年次（平成 27 年）			目標年次（平成 37 年）		
			箇所数	面積（ha）	m ² /人	箇所数	面積（ha）	m ² /人
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	12	2.79	2.48	12	2.79	2.42
		近隣公園	2	4.57	4.06	2	4.57	3.96
	都市基幹公園	総合公園	1	22.60	20.05	1	22.60	19.58
合 計			15	29.96	26.58	15	29.96	25.96

① 都市公園の補助制度

<都市公園の補助要綱>

都市公園については、以下のような補助があります。

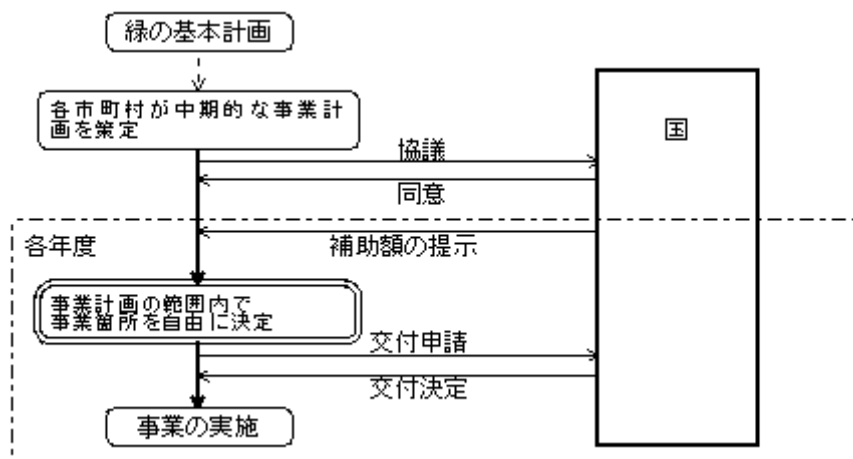
■都市公園の補助要綱

区 分	国の補助	町の負担
用 地	1 / 3	2 / 3
施 設	1 / 2	1 / 2

<統合補助事業>

市町村がより裁量的に事業を執行できる補助事業で、中期の事業計画の範囲内で市町村自らが事業箇所・内容等を定めることができる都市公園等統合補助事業があります。

対象事業は、原則として市町村の実施する都市公園事業のうち、個別補助事業の対象となるもの（大規模公園、防災公園、自然再生緑地等）を除いたものです。



■都市公園等統合補助事業のフロー（国土交通省HP）

② 既存公園の再生

都市公園に移行する既存の公園（街区公園8箇所、近隣公園2箇所）は、老朽化しているものもあることから、統合補助金の活用などにより順次改修整備を進めていきます。

③ 住民参加による公園づくり

都市公園の整備にあたっては、地域に根ざした公園とするため、計画段階から住民の参加を得て、魅力のある公園づくりを行うとともに、今後の維持管理の充実を図ります。



<現地調査>



<計画検討>



<整備（竹林の間伐・チップ化）>



■住民参加により整備が進められているクリスタルの森公園

④ 社会的ニーズに対応した公園整備

少子高齢化社会の進展等を考慮し、高齢者を含むすべての人が使いやすい公園整備を図るため、積極的にユニバーサルデザインの導入を図るとともに、健康づくりの場の提供に配慮します。

また、公園利用者の安全・安心確保のため、外部からの見通しが確保された明るい公園整備を図り、地域に開かれたコミュニティ形成の場の提供に配慮します。

都市公園は、災害時には身近な避難所となることから、災害時の利用にも配慮した施設整備を検討します。



＜砂場＞



＜複合遊具＞



＜ブランコ＞

■ユニバーサルデザインを導入した遊具の事例

⑤ 借地方式による都市公園整備

新規公園整備にあたっては、借地方式による都市公園整備も視野に入れて検討します。借地公園は、自治体が個人や法人などの地権者から無償で土地を借り、公園として整備して住民に提供するもので、土地の貸借契約期間は原則 10 年ですが、地権者の同意が得られれば延長することも可能です。

自治体は、土地を無償提供してもらう代わりに、貸借期間中の土地の固定資産税と都市計画税は非課税とし、提供された土地は期間終了後、原状回復を行って地権者に返還するものです。

【ユニバーサルデザインとは】

- 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいいます。

(3) 公共施設緑地の整備目標・整備方針

① 既存の公共施設緑地

公共施設緑地は既存の公園や遊園地、学校のグラウンド、公共公益施設の植栽地、道路の植栽地などを位置づけ、今後はさらに緑化を推進します。

② 自転車歩行者専用道路等

自転車歩行者専用道路は、一級河川櫛田川や佐奈川の河川堤防を活用したり町道の拡幅整備などにより、町内の歩行系ネットワークを形成していきます。



■自転車歩行者道事例（国土交通省HP）



■櫛田川の河川管理用通路の活用

③ ポケットパーク

ポケットパークとは、道路わきや街区内の空き地などわずかの土地を利用した小さな公園または休憩所のことで、幹線道路や街道などへの設置を検討します。

■公共施設緑地

名 称	用途地域		用途地域外	
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
公-1 五桂池ふるさと村	—	—	1	6.11
公-2 中朝長遊園地	—	—	1	0.05
公-3 北弟国小遊園地	—	—	1	0.03
公-4 兄国遊園地	—	—	1	0.05
公-5 三疋田小遊園地	—	—	1	0.04
公-6 相可台ニュータウン緑地	1	1.40	—	—
公-7 相可小学校	—	—	1	1.22
公-8 佐奈小学校	—	—	1	0.66
公-9 津田小学校	—	—	1	0.48
公-10 外城田小学校	—	—	1	0.65
公-11 多気中学校	1	1.94	—	—
公-12 相可高等学校	1	0.44	—	—
公-13 多気町役場	1	0.18	—	—
公-14 松阪地区広域消防多気分署	1	0.04	—	—
公-15 多気町民文化会館、図書館等	1	0.07	—	—
公-16 地域福祉センター「天啓の里」	—	—	1	0.10
公-17 多気農業者トレーニングセンター	1	0.28	—	—
公-18 国道42号の中央帯の植栽	1	1.17	—	—
公-19 相可台ニュータウン内道路	1	0.21	—	—
合 計	9	5.73	10	9.39

注：公共施設緑地の番号は都市公園に移行した施設があるため緑地現況とは異なります。

（４）民間施設緑地の整備目標・整備方針

① 既存の民間施設緑地

民間施設緑地は既存の公園やゲートボール場、社寺を位置づけます。これらの緑地については緑地としての機能を持続するとともに、緑化を推進します。

② 市民緑地

市民緑地は、都市緑地法にもとづく市民緑地制度を活用した緑地で、緑豊かな土地（樹林地など）の所有者が、居住地の自治体と一定期間、その緑の管理契約を結び、その土地を一般に開放しながら保全を図っていくものです。

土地の所有者にとっては、毎年の維持管理が不要になるとともに、税制上の優遇措置もあり、また自治体にとっても大切な緑を土地を買い取ることなく確保・公開できることから、この制度を活用した市民緑地の整備を検討します。



■市民緑地制度を活用した市民緑地事例（四日市市）

③ 市民農園

市民農園とは、サラリーマンなどの都市住民が、レクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、小面積の農地を利用して農作物を育てるための農園のことをいいます。

団塊の世代の大量退職を控え、特に都市住民からのニーズが高まっていることや増加する遊休農地の活性化対策にもなることから、市民農園の設置を検討します。



■市民農園事例（茨城県笠間市）

■民間施設緑地

名 称	用途地域内		用途地域外	
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
民-1 五佐奈農村公園	—	—	1	0.14
民-2 兄国墓地公園	—	—	1	0.25
民-3 公園 (相可二区)	1	0.02	—	—
民-4 公園 (西池上)	—	—	1	0.12
民-5 公園 (東池上)	—	—	1	0.14
民-6 公園 (ダイヘン)	—	—	1	0.28
民-7 公園 (笠木)	—	—	1	0.04
民-8 公園 (田中)	—	—	1	0.01
民-9 公園 (野中)	—	—	1	0.05
民-10 ゲートボール場 (西池上)	—	—	1	0.06
民-11 ゲートボール場 (井内林)	—	—	1	0.03
民-12 ゲートボール場 (佐伯中)	—	—	1	0.07
民-13 ゲートボール場 (野中)	—	—	1	0.10
民-14 河田神社	—	—	1	0.07
民-15 長徳寺	—	—	1	0.09
民-16 相生神社	—	—	1	0.35
民-17 浄徳寺	—	—	1	0.12
民-18 広善寺	—	—	1	0.09
民-19 竜華院	—	—	1	0.11
民-20 随泉寺	—	—	1	0.11
民-21 明通寺	—	—	1	0.07
民-22 浄土寺	1	0.30	—	—
民-23 長盛寺	1	0.22	—	—
民-24 浄光院	1	0.06	—	—
民-25 法受寺	—	—	1	0.35
民-26 観喜寺	—	—	1	0.08
民-27 空釈寺	—	—	1	0.25
民-28 津田神社	—	—	1	0.16
民-29 光徳寺	—	—	1	0.11
民-30 宝泉寺	—	—	1	0.18
民-31 法泉寺	—	—	1	0.18
民-32 八柱神社	—	—	1	0.07
民-33 しあわせの宮	—	—	1	0.10
民-34 龍雲寺	—	—	1	0.15
民-35 御船神社	—	—	1	0.34
民-36 広泉寺	—	—	1	0.14
民-37 真念寺	—	—	1	0.21
民-38 外城田神社	—	—	1	0.16
民-39 四神田神社	—	—	1	0.23
民-40 小野寺	—	—	1	0.08
民-41 寿正院	—	—	1	0.19
民-42 専念寺	—	—	1	0.13
民-43 永昌寺	—	—	1	0.19
民-44 西外城田神社	—	—	1	0.18
民-45 珊瑚寺	—	—	1	0.17
民-46 円光院	—	—	1	0.11
民-47 阿弥陀寺	—	—	1	0.13
民-48 佐那神社	—	—	1	0.80
民-49 相鹿上神社	1	0.31	—	—
合 計	5	0.91	44	6.99

6-2 地域制緑地の指定目標・指定方針

(1) 地域制緑地の検討

① 地域制緑地の現状

緑地保全の手法には、下表に示すようなものがあります。

本町の緑地は、現状では「農業振興地域・農用地区域」「河川区域」「地域森林計画対象民有林」「天然記念物」による保全が図られています。

■緑地保全の手法

【法による緑地保全の手法】

- 緑地保全地域（都市緑地法）
- 特別緑地保全地区（都市緑地法）
- 風致地区（都市計画法）
- 生産緑地地区（生産緑地法）
- 近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法他）
- 歴史的風土保全保存区域（古都保存法）
- 歴史的風土特別保存地区（古都保存法）
- 景観地区で緑地に係る事項を定めているもの（景観法）
- 自然公園（自然公園法）
- 自然環境保全地域（自然環境保全法）
- 農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法）
- 河川区域（河川法）
- 保安林区域（森林法）
- 地域森林計画対象民有林（森林法）
- 保存樹・保存樹林（樹木保存法）
- 景観重要樹木（景観法）
- 史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの（文化財保護法）、等

【協定による緑地保全の手法】

- 緑地協定（都市緑地法）、景観協定で緑地に係る事項を定めているもの（景観法）

【条例等によるもの】

- 条例・要綱・契約、協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地、等

※アンダーラインは本区域で適用されている緑地保全の手法

② 緑地保全手法の適用検討

本町の樹林地は「地域森林計画対象民有林」による保全が図られていますが、本手法は樹林地保全の規制の中で一番ゆるやかな規制といえます。

本町の貴重な緑地である「のびのびパーク天啓」や「五桂池ふるさと村」については、周辺樹林地等と一体的な景観保全が望まれることから、もう少し積極的な緑地保全手法が必要といえます。

このため、地域森林計画対象民有林による保全手法に加え、樹林地の保全を図る手法として「緑地保全地域」「特別緑地保全地区」「風致地区」などによる緑地保全策を検討します。

③ 緑地保全手法の比較

先に示した3つの緑地保全策の規制内容は、「特別緑地保全地区」＞「緑地保全地域」＞「風致地区」の順となっています。

「特別緑地保全地区」は、町に土地の買い入れ等の義務が発生する強制力の強い手法であり、「緑地保全地域」は、地権者に対する損失補償への対応が難しいことなどから、「のびのびパーク天啓」や「五桂池ふるさと村」周辺樹林地は、風致の保全を目的とする「風致地区」の指定が適合します。

なお、市街地等に点在する社寺の樹林の保全にあたっては、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する「特別緑地保全地区」の指定が考えられます。

■緑地保全手法とその内容等

区 分	特別緑地保全地区	緑地保全地域	風致地区
根拠法	都市緑地法	都市緑地法	都市計画法 条例（要制定）
必要な届出等	許可	届出	許可
制限される行為	①建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ②宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ③木竹の伐採 ④水面の埋立て又は干拓 ⑤政令で定めるもの（屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積）	①建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ②宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ③木竹の伐採 ④水面の埋立て又は干拓 ⑤政令で定めるもの（屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積）	①建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 ②建築物等の色彩の変更 ③宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 ④水面の埋立て又は干拓 ⑤木竹の伐採 ⑥土石の類の採取 ⑦屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積
行政対応：制限等	○許可の申請に支障があるときは許可をしてはならない ○許可に必要な条件を附することができる	○届出の内容に必要なときは当該行為を禁止、制限、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる	○基準に適合するものについては許可をする
行政の対応：補償等	○損失の補償 ○土地の買い入れ	○損失の補償	
行政対応：原状回復措置等	○処分に違反した場合、原状回復及びこれに代わるべき必要な措置をとることの命令 ○報告を求めることができる ○職員の立ち入りによる状況の検査、調査	（特別緑地保全地区と同じ）	○許可取り消し、変更、効力の停止 ○条件変更、新たな条件の付加 ○工事の停止、必要な措置をとることの命令 ○職員の立ち入りによる状況の検査、調査。
備 考	○基本的に開発行為は行うことができないが運用指針の中に許可基準あり。	○緑地保全地域の指定に合わせて、それぞれの地域ごとに緑地保全計画を策定する。	○許可の基準あり ○「三重県風致地区における建築等の規制に関する条例」に基づき緑地率を定める。

④ 風致地区の指定方針

風致地区は、「都市計画区域」のうち、自然的要素に富んだ良好な景観を形成しており、都市の土地利用計画、また都市環境の保全を図るため、風致の維持を図ることが必要な地区で、「地域地区」のひとつとして都道府県又は市町村が都市計画に定める地区（都市計画法第 8 条）です。

風致地区内の建築制限等の規制内容は、各自治体の条例に委ねられています。

本町においては、配置計画で示したように、「五桂池・栃ヶ池周辺」や「のびのびパーク天啓周辺」の貴重な植物群落や歴史的環境を保全する必要があり、先の検討を踏まえ風致地区の指定を検討します。

【五桂池及び栃ヶ池周辺地区】

「五桂池ふるさと村・栃ヶ池周辺地区」は、公園的な要素を備えた自然休養村「五桂ふるさと村」が整備されているとともに、栃ヶ池には自然のクチナシをはじめ湿地植物の群落が多く自生（県天然記念物）しており、これらを取り囲む山林も良好な自然環境と景観を呈しています。これらの地区約 183ha の指定に向け、今後県と協議を進めていきます。

【天啓公園周辺地区】

「のびのびパーク天啓周辺地区」は、福祉機能と公園機能をあわせ持つ施設「のびのびパーク天啓」が整備されており、その拡張が進められています。周辺は山林等となっており、良好な自然景観が形成されています。これらの地区約 34ha の指定に向け、今後県と協議を進めていきます。

（２）その他の地域制緑地

① 地域森林計画対象民有林

地域森林計画対象民有林は、多気町都市計画マスタープランに基づく計画的な開発区域を除く区域を位置づけ、森林の良好な維持・管理の推進を図るとともに、生産機能の向上を図ります。

② 農業振興地域農用地区域

農業振興地域農用地区域は、多気町都市計画マスタープランに基づく計画的な開発区域を除く区域の保全を図るとともに、農業生産基盤として生産機能の維持・増進を図ります。

③ 河川区域

河川区域は櫛田川・祓川、佐奈川・長谷川、外城田川の約 70ha（図上求積）を位置づけ保全を図るとともに、沿川の親水化や散策道の整備を推進します。

④ 天然記念物等

三重県の天然記念物となっている「柝ヶ池湿地植物群落」は、周辺の風致地区指定により一体的な保全を図ります。

⑤ 協定

都市緑地法による緑地協定や景観法による景観協定で緑地に関する事項は、現在はありますが、今後、緑地協定などについて検討していきます。

⑥ 条例等によるもの

条例・要綱・契約・協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区、樹林地の保全契約、協定による工場植栽地等は、現在、「三重の森林づくり条例」に基づき「シャープふれあいの森づくり」が勢和地域で行われています。今後は風致地区の指定などによる緑地や、協定による緑地について検討していきます。

■地域制緑地

単位：ha

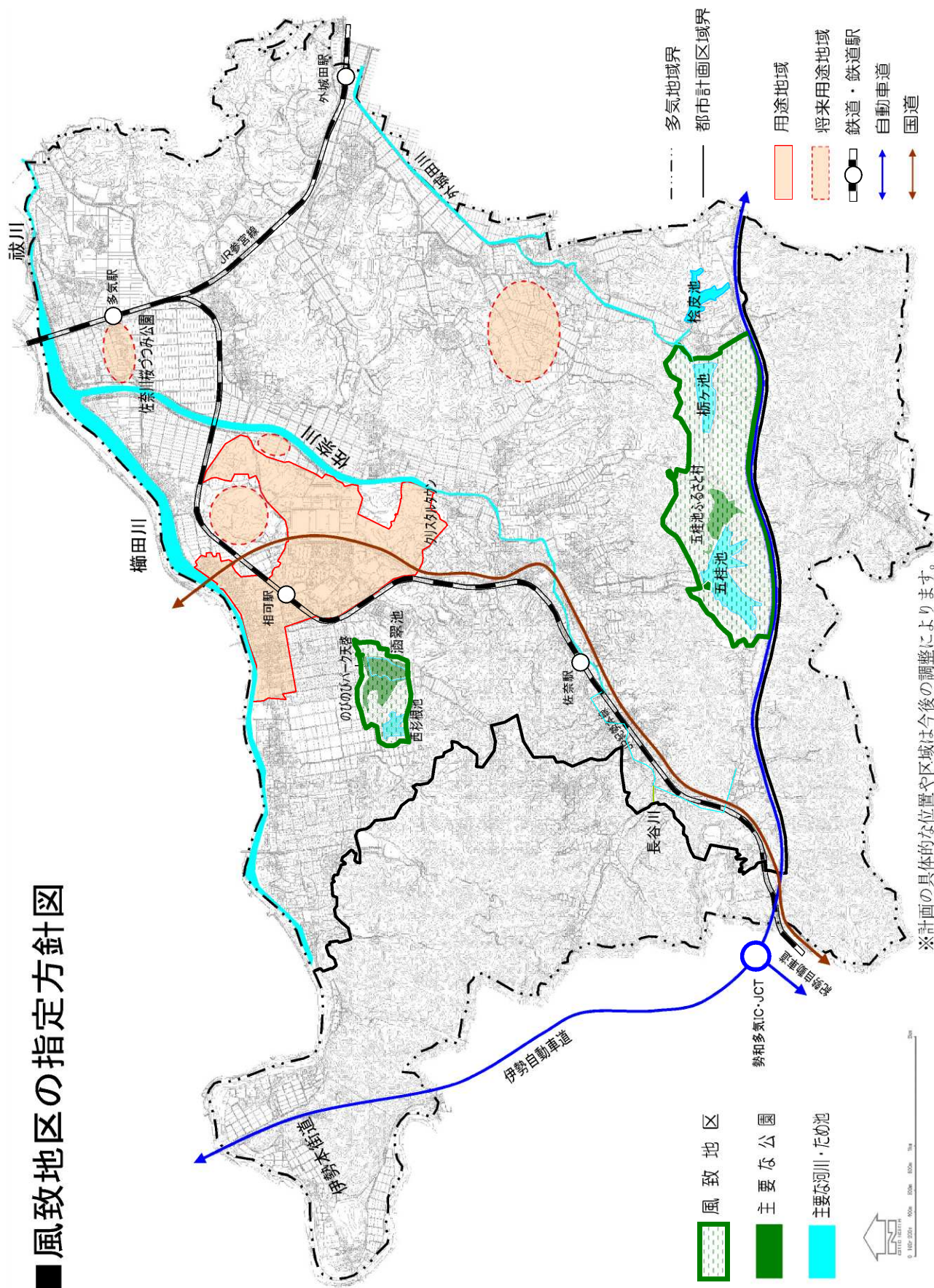
種 別		現況 (平成 20 年)	中間年次 (平成 27 年)	目標年次 (平成 37 年)
風 致 地 区	五桂池及び柝ヶ池周辺 風致地区	—	183	183
	天啓公園周辺風致地区	—	34	34
	小 計	—	217	217
農業振興地域農用地区域		1,170	1,170	1,170
河川区域		70	70	70
地域森林計画対象民有林		820	820	820
天然記念物等		10	10	10
合 計		2,070	2,287	2,287

※多気町都市計画マスタープランに基づく計画的な開発区域における緑地の減少は許容します。

合計は地域制緑地間の重複を含みます。

※風致地区の面積は、今後の県との協議により、変更する場合があります。

■ 風致地区の指定方針図



6－3 都市緑化の目標及び推進方針

(1) 公共公益施設の緑化目標

① 公園の緑化率

公園の緑化率については、緑の政策大綱（平成6年7月）において街区公園30%以上、街区公園を除く住区基幹公園は50%以上とされています。

本区域においては公園の現況緑化率は約40%ありますが、今後整備する公園は街区公園等の比較的規模が小さいことから、30～35%以上を目標とします。

② 道路の緑化率

道路については、街路樹や低木植栽等を行うことにより良好な環境と景観が形成されることから、今後、整備・改良する幹線道路（町道）等については基本的に緑化を行うものとします。

③ 河川の緑化率

河川は、今後、整備・改修とあわせ河川緑化を推進します。

④ 学校の緑化率

学校の緑化率は、現在約9%となっていますが、市街地の緑被率をより高めるため、10～15%以上の緑化を目標とします。

⑤ 官公庁等の緑化率

官公庁等の緑化率は、現在約20%となっていますが、学校と同様、市街地の緑被率をより高めるため、20～25%以上の緑化を目標とします。



■南勢水道事務所の法面緑化

■公共公益施設の緑化目標

区 分	現況緑化率	緑化目標	備 考
公園等	39.3%	30～35%	・国の基準は30%以上（緑の政策大綱）
道路	6.1%	—	・今後整備・改良する幹線道路（町道）等
河川	—	—	・今後整備・改修する河川
学校	8.9%	10～15%	・現況の緑化率を踏まえ設定
官公庁等	19.6%	20～25%	

注：緑化率は緑化面積÷敷地面積×100、道路は緑化延長÷道路延長

（２）民有地の緑化目標

① 民有地の緑化目標及び緑化推進の方針

都市における緑とオープンスペースを確保するには、公園整備や公共施設緑化等の施策のみならず、住民自身による自主的な緑地の保全及び緑化が必要であることから、以下のように緑化目標及び緑化推進の方針を定めます。なお、民有地の緑化目標は、住居系、工業系、商業系に区分しそれぞれに設定します。

a．住居系

相可地区などの既成市街地においては、防災時のブロック塀の崩壊等を考慮し集落内の沿道のブロック塀は生垣に替えるよう緑化を推進します。

また、住宅団地などは、ブロック塀の生垣化により沿道の修景緑化を推進するとともに、シンボルツリーを植栽するなど、景観の向上を図ります。

多気駅周辺など新規の開発に当たっては、生垣の設置、シンボルツリーの設置などを推進し、半公共空間といえる道路側の緑化を積極的行います。

各種助成制度の活用や緑地協定の締結などにより、これらの緑化推進を行います。



■住宅地の緑化



■シンボルツリー（フウ樹・相可一区）

b．工業系

工業ゾーンにおいては、工場立地法の基準に適合するとともに、周辺環境への影響を考慮し、敷地外周部を中心に工場立地法の環境緑地を設けるなど、緑化の推進による環境整備を図ります。

新規の工業系開発にあたっては、現行の工場緑化事例を踏まえ、より緑の質と量を確保することを目指します。



■工場の緑化

c. 商業系

クリスタルタウンの商業地の緑化を促進するとともに、今後整備される商業地については、修景緑化による演出などにより緑あふれる街並景観の形成を図ります。



■商業地の緑化

■民有地の緑化目標

区 分	現況緑化率	緑化目標	備 考
住宅地	8.6%	10～15%	・現況緑化率を踏まえ設定します。
工業地	10.1%	15～20%	・工場立地法に基づく工場は 20%以上とします。 ・その他の工場は 15～20%以上とします。
商業地	12.7%	10～15%	・現況緑化率を踏まえ設定します。

② 緑化推進の手法

【緑地協定】

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。地域の方々の協力で、街を良好な環境にすることができます。

（都市緑地法第 45 条、第 54 条）

1) 制度の概要

協定の種類と締結者

○ 協定には以下の 2 つの種類があります。

- ・ 45 条協定：全員協定ともいいます。

既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村長の認可を受けるものです。

- ・ 54 条協定：一人協定ともいいます。

開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めるもので、3 年以内に複数の土地の所有者等が存在することになった場合に効力を発揮します。

○ 協定の締結者には次の者になることができます。

- ・ 土地の所有者（民間ディベロッパー等を含む）
- ・ 土地の借地権者（地上権又は借地権を有する者）
- ・ 土地区画整理事業の仮換地の使用収益権者

2) 協定の内容

緑地協定では次の内容を定めます。

○ 緑地協定の目的となる土地の区域

○ 次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの

- ・ 保全又は植栽する樹木等の種類
- ・ 保全又は植栽する樹木等の場所
- ・ 保全又は設置するかき又はさくの構造
- ・ その他緑地の保全又は緑化に関する事項

○ 緑地協定の有効期間（5 年以上、30 年未満）

○ 緑地協定に違反した場合の措置



■緑地協定の事例（仙台市）

【地区計画】

地区計画とは、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法です。

(都市計画法)

1) 制度の特徴

- 地区計画は、地区に住む住民や地権者等の意向に沿ってつくる「その地区独自のルール」です。
- 地区計画を決める区域は、地区計画の内容や地区としてのまとまりに応じて決められます。
- 地区計画で定めるルールは、それぞれの地区の実情に応じて選択します。
- 地区計画の内容は、町が法律にもとづく「都市計画」として定めます。
- 地区計画が決まると、建築等を行う場合、事前に町に届出が必要になります。

2) 地区計画で定める内容

地区計画は「地区計画の方針」と「地区整備計画」から成り立っています。

① 地区計画の方針

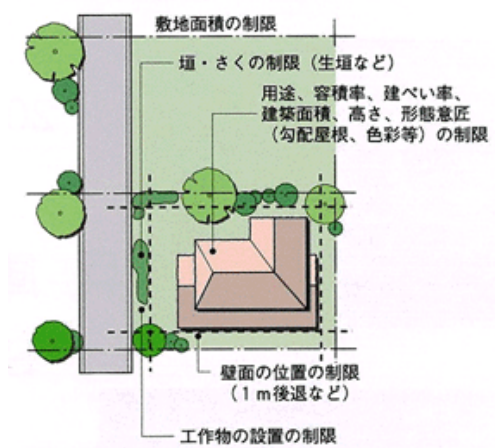
地区計画の目標や地区の整備開発保全の方針を定めます。

② 地区整備計画

道路、公園、広場などの地区施設などの配置や建築物等に関する制限などを定めます。

○緑化推進施策

- ・ 「垣・さくの制限」による生垣化
- ・ 緑化率の指定（町が条例を定めることにより、その緑化率を建築物の新築等に関する制限とすることができます。）



【地区計画等の活用による緑地の保全】

屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度です。

(都市緑地法第 20 条)

1) 制度の概要

○ 区域の条件

条例を定めることにより、緑地の保全のための規制をかけられる区域は、地区計画等(「地区計画」、「防災街区整備地区計画」、「沿道地区計画」、「集落地区計画」)において、現に存する樹林地、草地等で良好な住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域です。

○ 行為の規制

条例を定めると、次の行為を行う場合に、市町村長の許可が必要になります。

- ・ 建築物その他工作物の新築、改築又は増築
- ・ 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採
- ・ 水面の埋立て又は干拓
- ・ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 など

2) 指定のメリット

市民緑地制度を併用することにより地域の自然とのふれあいの場として活用を図ることができます。

【緑化地域】

1) 緑化地域とは

緑化地域とは、都市緑地法第 34 条に創設された緑地制度で、緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度です。

2) 制度の概要

○ 指定要件

指定の要件は「用途地域が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」です。

○ 指定主体

緑化地域は、都市計画法における地域地区として市町村が計画決定を行います。

○ 緑化の義務づけの対象

義務づけの対象となるのは、敷地面積が原則 1,000 m²以上の建築物の新築又は増築です。

- ・市町村は、特に必要がある場合、条例で敷地面積の対象規模を 300 m²まで引き下げることができます。
- ・増築の場合については、従前の床面積の 2 割以上の増築を行うものが対象となります。

○ 緑化の義務づけの内容

建築物の緑化率を原則として都市計画に定める緑化率の最低限度以上とすることが義務づけられます。

なお、都市計画に定める緑化率の最低限度の上限は、

- ・敷地面積の 25%
- ・1－建ぺい率－10%

のうち小さい数値となります。

建築基準関係規定とみなされ、建築確認の要件となります。

○ 指定のメリット

緑化地域内において、緑化施設整備計画認定制度に基づき、緑化施設の整備計画について市町村長の認定を受けることにより、緑化施設について固定資産税の特例措置を受けることができます。

【工場立地法】

工場立地法では、緑地及び環境施設による緑化率が以下のように定められており、本基準に基づき緑化を行うことが必要となります。

1) 対象工場

- ・敷地面積 9,000 m²以上又は
 - ・建築面積 3,000 m²以上の工場（特定工場）
- ※ 建築面積には生産施設以外の施設（事務所、研究所、倉庫等）の面積も含まれます。

2) 準則（守るべき基準）

- ・緑地^{※1}：敷地面積の20%以上
- ・環境施設^{※2}：敷地面積の25%以上（緑地を含む）
うち、15%以上は敷地の周辺部に配置

※ 昭和49年6月28日以前から設置している工場については、三重県においては緑地面積率15%以上、環境施設面積率20%以上となっています。

※1 緑地とは

- 1 樹木が生育する10 m²を超える区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、次の基準のいずれかに適合するもの及び樹冠の面積の大きさからみてこれと同等であると認められるもの。
 - (1) 10 m²当たり高木（成木に達したときの樹高が4メートル以上の樹木）が1本以上であること。
 - (2) 20 m²当たり高木が1本以上及び低木（高木以外の樹木）が20本以上あること。
- 2 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている10 m²を超える土地又は建築物屋上等緑化施設。

※2 環境施設とは

施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるもの。

- (1) 噴水、水流、池その他の修景施設
- (2) 屋外運動場
- (3) 広場
- (4) 屋内運動施設
- (5) 教養文化施設
- (6) 雨水浸透施設
- (7) 工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの

（３）緑化の普及啓発

民有地の緑化を推進するためには、「緑化への民間の参加促進」や「教育活動・広報活動の強化」、「各種緑化行事の開催」、「住民参加による緑化運動の推進」などの様々な方策を行っていく必要があります。

① 緑化への民間の参加の促進

「佐奈川を美しくする会」や「森林づくり協議会」などの現活動の継続を図るとともに、新たな団体の組織化などを進め、緑化への民間の参加を促進します。

② 教育活動・広報活動の強化

教育活動・広報活動としては、「広報などによる緑化行事や事例の紹介」が行われていますが、今後は、「シンポジウムや懇談会などの開催」、「庭木相談や植木講習会などの開催」、「学校での緑化教育の充実」、「緑化相談所の設置」、「緑の月間、緑の週間、みどりの日などの制定」、「緑化の推進に関するパンフレットの配布」など、様々な活動を検討していきます。

③ 各種緑化行事の開催

緑化行事としては、「多気町環境美化活動」などが行われており、このような活動の継続を図ります。

今後は、「緑化コンクールの開催」や「記念植樹や献木」、「植樹祭、緑化フェアの開催」、「植木即売会の開催」、「顕彰運動の推進」など、様々な緑化行事を検討していきます。

④ 住民参加による緑化運動の推進

住民参加による緑化運動としては、「クリスタルの森の整備」や「あじさいの里親募集」、「あじさいいっぱい運動」、「苗木の寄贈（民間企業）」、「町のはな（ささゆり）の植栽」、「シャープふれあいの森づくり」などが行われています。

住民参加の方法としてこの他には、「公園愛護会の創設」や「アダプトプログラムの導入」などの先進事例があることから、これらの導入についても検討していきます。

6-4 施策の体系

以上を踏まえ、緑化を推進するための施策の体系を整理します。

■施策の体系（案）

※都市計画区域外を含む

基本方針	施策の方向	施策	住民	企業	行政
緑を守る	・天啓公園周辺地区や五桂池及び栃ヶ池周辺地区の保全	風致地区	○		◎
	・樹林の保全	地域森林計画対象民有林	○		◎
	・優良農地の保全	農業振興地域農用地区域	○		◎
	・櫛田川・祓川・佐奈川などの保全	河川区域	○		◎
	・栃ヶ池湿地植物群落（天然記念物）の保全	文化財保護法	○		◎
緑をつくる	・都市公園の指定	既存公園の都市公園指定	○	○	◎
	・みどりの拠点の整備	のびのびパーク天啓などの整備	○		◎
	・身近な公園の整備	街区公園の整備	○		◎
		借地公園の整備	◎	◎	○
	・歴史街道の整備	ポケットパークなどの整備	○		◎
	・道路、河川の環境整備	道路や河川沿いの緑化	○	○	◎
	・公共公益施設の緑化推進	官公庁施設等の緑化	○		◎
		学校の緑化	○		◎
			○		◎
緑を育てる	・緑化への民間の参加の促進	緑地協定	◎	◎	◎
		地区計画	◎	◎	◎
	・教育活動、広報活動の強化	緑化指導の推進	○	○	◎
		現活動の継続（佐奈川を美しくする会、森林づくり協議会など）	◎	◎	○
		新たな団体の組織化	◎	◎	○
		広報などによる緑化行事・事例の紹介	○	○	◎
		シンポジウムや懇談会などの開催	◎	◎	○
		庭木相談や植木講習会などの開催	◎	○	○
		学校での緑化教育の充実	○		◎
		緑化相談所の設置	◎	○	◎
	・各種緑化行事の開催	緑の月間、緑の週間などにおける活動強化	○	○	○
		緑化の推進に関するパンフレットの配布	○	○	◎
		現活動の継続（多気町環境美化活動など）	◎	◎	○
		緑化コンクールの開催	◎	◎	○
		記念植樹や献木	◎	◎	○
		植樹祭、緑化フェアの開催	◎	◎	○
		植木即売会の開催	◎	◎	○
	・住民参加による緑化運動の推進	顕彰運動の推進	◎	◎	◎
		クリスタルの森の整備	◎	◎	○
		あじさいの里親募集	◎	◎	○
		あじさいいっぱい運動	◎	◎	○
		苗木の寄贈（民間企業）	◎	◎	○
		町の花（ささゆり）の植栽	◎	◎	○
		シャープふれあいの森づくり	◎	◎	○
		公園愛護会の創設、アダプトプログラムの導入	◎	◎	○
		市民農園の整備	◎	○	○

注：◎は各施策の主体、○は管理面などで積極的に協力する主体を表します。

注： は現在行われている施策

■実現のための施策の方針図

■ 都市公園（既存）

● 都市公園（計画）

■ 公共施設緑地（既存）

● 民間施設緑地（既存）

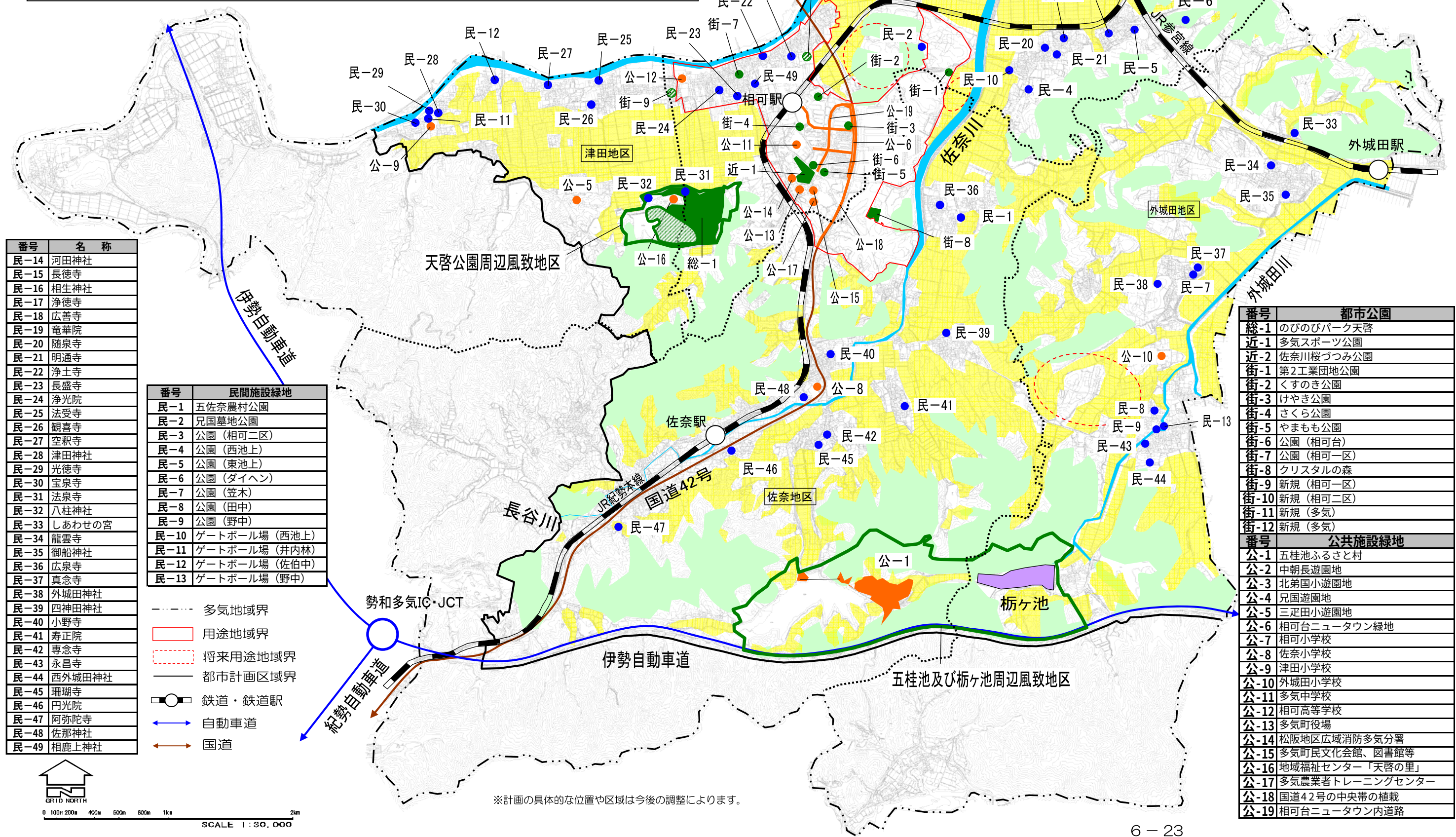
□ 風致地区

■ 農業振興地域・農用地区域

■ 地域森林計画対象民有林

■ 天然記念物等

■ 河川区域



番号	名称
民-14	河田神社
民-15	長徳寺
民-16	相生神社
民-17	浄徳寺
民-18	広善寺
民-19	竜華院
民-20	随泉寺
民-21	明通寺
民-22	浄土寺
民-23	長盛寺
民-24	浄光院
民-25	法受寺
民-26	観喜寺
民-27	空釈寺
民-28	津田神社
民-29	光徳寺
民-30	宝泉寺
民-31	法泉寺
民-32	八柱神社
民-33	しあわせの宮
民-34	龍雲寺
民-35	御船神社
民-36	広泉寺
民-37	真念寺
民-38	外城田神社
民-39	四神田神社
民-40	小野寺
民-41	寿正院
民-42	専念寺
民-43	永昌寺
民-44	西外城田神社
民-45	珊瑚寺
民-46	円光院
民-47	阿弥陀寺
民-48	佐那神社
民-49	相鹿上神社

番号	民間施設緑地
民-1	五佐奈農村公園
民-2	兄国墓地公園
民-3	公園（相可二区）
民-4	公園（西池上）
民-5	公園（東池上）
民-6	公園（ダイヘン）
民-7	公園（笠木）
民-8	公園（田中）
民-9	公園（野中）
民-10	ゲートボール場（西池上）
民-11	ゲートボール場（井内林）
民-12	ゲートボール場（佐伯中）
民-13	ゲートボール場（野中）

-----	多気地域界
□	用途地域界
□	将来用途地域界
—	都市計画区域界
○	鉄道・鉄道駅
→	自動車道
→	国道

番号	都市公園
総-1	のびのびパーク天啓
近-1	多気スポーツ公園
近-2	佐奈川桜づつみ公園
街-1	第2工業団地公園
街-2	くすのき公園
街-3	けやき公園
街-4	さくら公園
街-5	やまもも公園
街-6	公園（相可台）
街-7	公園（相可一区）
街-8	クリスタルの森
街-9	新規（相可一区）
街-10	新規（相可二区）
街-11	新規（多気）
街-12	新規（多気）
番号	公共施設緑地
公-1	五桂池ふるさと村
公-2	中朝長遊園地
公-3	北弟国小遊園地
公-4	兄国遊園地
公-5	三疋田小遊園地
公-6	相可台ニュータウン緑地
公-7	相可小学校
公-8	佐奈小学校
公-9	津田小学校
公-10	外城田小学校
公-11	多気中学校
公-12	相可高等学校
公-13	多気町役場
公-14	松阪地区広域消防多気分署
公-15	多気町民文化会館、図書館等
公-16	地域福祉センター「天啓の里」
公-17	多気農業者トレーニングセンター
公-18	国道42号の中央帯の植栽
公-19	相可台ニュータウン内道路

※計画の具体的な位置や区域は今後の調整によります。

多気都市計画区域 緑地の整備目標総括表

様式－ 1

年次 緑地種別					現況 (平成20年)			中間 (平成27年)				目標年次 (平成37年)										
					用途地域			都市計画区域			用途地域		都市計画区域		用途地域		都市計画区域					
					整備量		㎡／人	整備量		㎡／人	整備量		㎡／人	整備量		㎡／人	整備量		㎡／人			
					ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所			面積(ha)	ヶ所	面積(ha)
住区 基幹公園 都市基幹公園 基幹公園 特殊公園 風致公園 動植物公園 歴史公園 墓園 その他 広場公園 広域公園 緩衝公園 都市緑地 緑道 都市市林 国の設置によるもの 都市公園計 公共施設緑地 都市公園等合計 民間施設緑地 施設緑地計	住区	街区公園							10	1.95	4.43	12	2.79	2.48	10	1.95	4.15	12	2.79	2.42	(1)	
	基幹公園	近隣公園							1	2.40	5.45	2	4.57	4.06	1	2.40	5.11	2	4.57	3.96	(2)	
	都市基幹公園	地区公園																				(3)
		総合公園										1	22.60	20.05				1	22.60	19.58	(4)	
	基幹公園	運動公園																				(5)
		特殊公園	風致公園							11	4.35	9.89	15	29.96	26.58	11	4.35	9.26	15	29.96	25.96	(1)～(5)の計
			動植物公園																			(6)
			歴史公園																			(7)
	特殊公園		墓園																			
		その他																				(9)
		その他																				(10)
		広場公園																				
	広域公園																					(12)
	緩衝公園																					(13)
	都市緑地																					(14)
	緑道																					(15)
	都市市林																					(16)
	国の設置によるもの																					(17)
	都市公園計								11	4.35	9.89	15	29.96	26.58	11	4.35	9.26	15	29.96	25.96	(1)～(17)の計	
	公共施設緑地	17	9.33	34.77	30	35.58	36.46	9	5.73	13.02	19	15.12	13.42	9	5.73	12.19	19	15.12	13.10	(18)		
	都市公園等合計	17	9.33	34.77	30	35.58	36.46	20	10.08	22.91	34	45.08	40.00	20	10.08	21.45	34	45.08	39.06	(1)～(18)の計		
	民間施設緑地	5	0.91		49	7.90		5	0.91		49	7.90		5	0.91		49	7.90		(19)		
	施設緑地計	22	10.24		79	43.48		25	10.99		83	52.98		25	10.99		83	52.98		(20)=(1)～(19)の計		
	特別緑地保全地区 風致地区 その他法によるもの 法によるもの計 条例等によるもの 小計 地域制緑地間の重複 地域制緑地計 施設・地域制緑地間の重複 緑地総計	特別緑地保全地区																				(21)
風致地区										2	217.00					2	217.00		(22)			
																			(23)			
その他法によるもの					4	2,070.00				4	2,070.00					4	2,070.00		(24)			
法によるもの計					4	2,070.00				6	2,287.00					6	2,287.00		(21)～(24)の計			
条例等によるもの																			(25)			
小計					4	2,070.00				6	2,287.00					6	2,287.00		(26)=(21)～(25)の計			
地域制緑地間の重複						190.00					319.20						319.20		(27)			
地域制緑地計				4	1,880.00				6	1,967.80					6	1,967.80		(28)=(26)-(27)				
施設・地域制緑地間の重複											20.56						20.56		(29)			
緑地総計	22	10.24		83	1,923.48		25	10.99		89	2,000.22		25	10.99		89	2,000.22		(20)+(28)-(29)			
人口	用途地域内人口		2,683 人		用途地域内人口		4,400 人		用途地域内人口		4,700 人		用途地域内人口		4,700 人							
	都市計画区域人口		9,759 人		都市計画区域人口		11,270 人		都市計画区域人口		11,540 人		都市計画区域人口		11,540 人							
面積	用途地域面積		210.5 ha		用途地域面積		226.5 ha		用途地域面積		226.5 ha		用途地域面積		226.5 ha							
	都市計画区域面積		3,352 ha		都市計画区域面積		3,352 ha		都市計画区域面積		3,352 ha		都市計画区域面積		3,352 ha							
緑地の確保目標水準	用途地域面積に対する割合		4.9 %		用途地域面積に対する割合		4.9 %		用途地域面積に対する割合		4.9 %		用途地域面積に対する割合		4.9 %							
	都市計画区域面積に対する割合		57.4 %		都市計画区域面積に対する割合		59.7 %		都市計画区域面積に対する割合		59.7 %		都市計画区域面積に対する割合		59.7 %							
都市公園等の目標水準 (住民一人当たり面積)	都市公園		0.00 ㎡／人		都市公園		26.58 ㎡／人		都市公園		25.96 ㎡／人		都市公園		25.96 ㎡／人							
	都市公園等		36.5 ㎡／人		都市公園等		40.0 ㎡／人		都市公園等		39.1 ㎡／人		都市公園等		39.1 ㎡／人							

※目標年次及び中間年次における用途地域面積に将来工業用地は含みません。

※風致地区の面積は、今後の県との協議により、変更する場合があります。

施設緑地の整備目標個別調査 (全4枚中の1枚目) 様式-2

図面 対象 番号	種 別	名 称	都市計画	現 況	整備目標		新規拡大	5年 後に 重点 的に 整備 する もの	緑地の位置 (目標年次)		備 考
			決定面積		中間年次	目標年次			用途地域 内面積	用途地域 外面積	
			平成20年 度末現在 (h a) A	平成20年 度末現在 (h a) B	平成27年 (h a) C	平成37年 (h a) D					
街-1	街区公園	第2工業団地公園			0.24	0.24	0.24		0.24		現況公共施設緑地
2	〃	くすのき公園			0.13	0.13	0.13		0.13		〃
3	〃	けやき公園			0.17	0.17	0.17		0.17		〃
4	〃	さくら公園			0.12	0.12	0.12		0.12		〃
5	〃	やまもも公園			0.30	0.30	0.30		0.30		〃
6	〃	公園 (相可台)			0.14	0.14	0.14		0.14		〃
7	〃	公園 (相可一区)			0.10	0.10	0.10		0.10		〃
8	〃	クリスタルの森			0.59	0.59	0.59			0.59	〃
9	〃	新規 (相可一区)			0.25	0.25	0.25	○		0.25	
10	〃	新規 (相可二区)			0.25	0.25	0.25	○	0.25		
11	〃	新規 (多気1)			0.25	0.25	0.25		0.25		
12	〃	新規 (多気2)			0.25	0.25	0.25		0.25		
計					2.79	2.79	2.79		1.95	0.84	
近-1	近隣公園	多気スポーツ公園			2.40	2.40	2.40		2.40		現況公共施設緑地
2	〃	佐奈川桜づつみ公園			2.17	2.17	2.17			2.17	〃
計					4.57	4.57	4.57		2.40	2.17	
総-1	総合公園	のびのびパーク天啓			22.60	22.60	22.60	○		22.60	現況公共施設緑地
計					22.60	22.60	22.60			22.60	
都市公園計					29.96	29.96	29.96		4.35	25.61	

施設緑地の整備目標個別調査 (全4枚中の2枚目) 様式-2

図面 対象 番号	種 別	名 称	都市計画 決定面積		現 況		整備目標		新規拡大 (h a) (E=D-B)	5年 後に 重点 的に 整備 する もの	緑地の位置 (目標年次)		備 考
			平成20年 度末現在 (h a) A	平成20年 度末現在 (h a) B	中間年次 平成27年 (h a) C	目標年次 平成37年 (h a) D	用途地域 内面積 (h a)	用途地域 外面積 (h a)					
公-1		五桂池ふるさと村		6.11	6.11	6.11	0.00				6.11		
2		中朝長遊園地		0.05	0.05	0.05	0.00				0.05		
3		北弟国小遊園地		0.03	0.03	0.03	0.00				0.03		
4		兄国遊園地		0.05	0.05	0.05	0.00				0.05		
5		三疋田小遊園地		0.04	0.04	0.04	0.00				0.04		
6		相可台ニュータウン緑地		1.40	1.40	1.40	0.00			1.40			
7		相可小学校		1.22	1.22	1.22	0.00				1.22		
8		佐奈小学校		0.66	0.66	0.66	0.00				0.66		
9		津田小学校		0.48	0.48	0.48	0.00				0.48		
10		外城田小学校		0.65	0.65	0.65	0.00				0.65		
11		多気中学校		1.94	1.94	1.94	0.00			1.94			
12		相可高等学校		0.44	0.44	0.44	0.00			0.44			
13		多気町役場		0.18	0.18	0.18	0.00			0.18			
14		松阪地区広域消防多気分署		0.04	0.04	0.04	0.00			0.04			
15		多気町民文化会館、図書館等		0.07	0.07	0.07	0.00			0.07			
16		地域福祉センター「天啓の里」		0.10	0.10	0.10	0.00				0.10		
17		多気農業者トレーニングセンター		0.28	0.28	0.28	0.00			0.28			
18		国道42号の中央帯の植栽		1.17	1.17	1.17	0.00			1.17			
19		相可台ニュータウン内道路		0.21	0.21	0.21	0.00			0.21			
		公共施設緑地計		15.12	15.12	15.12	0.00			5.73	9.39		

施設緑地の整備目標個別調査 (全4枚中の3枚目) 様式-2

図面 対象 番号	種 別	名 称	都市計画現況		整備目標		新規拡大	5年後に 重点的 に整備 するもの	緑地の位置 (目標年次)		備 考
			決定面積 平成20年 度末現在 (h a) A	平成20年 度末現在 (h a) B	中間年次 平成27年 (h a) C	目標年次 平成37年 (h a) D			用途地域 内面積 (h a)	用途地域 外面積 (h a)	
民-1		五佐奈農村公園		0.14	0.14	0.14	0.00			0.14	
2		兄国墓地公園		0.25	0.25	0.25	0.00			0.25	
3		公園 (相可二区)		0.02	0.02	0.02	0.00		0.02		
4		公園 (西池上)		0.12	0.12	0.12	0.00			0.12	
5		公園 (東池上)		0.14	0.14	0.14	0.00			0.14	
6		公園 (ダイヘン)		0.28	0.28	0.28	0.00			0.28	
7		公園 (笠木)		0.04	0.04	0.04	0.00			0.04	
8		公園 (田中)		0.01	0.01	0.01	0.00			0.01	
9		公園 (野中)		0.05	0.05	0.05	0.00			0.05	
10		ゲートボール場 (西池上)		0.06	0.06	0.06	0.00			0.06	
11		ゲートボール場 (井内林)		0.03	0.03	0.03	0.00			0.03	
12		ゲートボール場 (佐伯中)		0.07	0.07	0.07	0.00			0.07	
13		ゲートボール場 (野中)		0.10	0.10	0.10	0.00			0.10	
14		河田神社		0.07	0.07	0.07	0.00			0.07	
15		長徳寺		0.09	0.09	0.09	0.00			0.09	
16		相生神社		0.35	0.35	0.35	0.00			0.35	
17		浄徳寺		0.12	0.12	0.12	0.00			0.12	
18		広善寺		0.09	0.09	0.09	0.00			0.09	
19		童華院		0.11	0.11	0.11	0.00			0.11	
20		随泉寺		0.11	0.11	0.11	0.00			0.11	
21		明通寺		0.07	0.07	0.07	0.00			0.07	
22		浄土寺		0.30	0.30	0.30	0.00		0.30		
23		長盛寺		0.22	0.22	0.22	0.00		0.22		
24		浄光院		0.06	0.06	0.06	0.00		0.06		
25		法受寺		0.35	0.35	0.35	0.00			0.35	
26		観喜寺		0.08	0.08	0.08	0.00			0.08	

施設緑地の整備目標個別調査 (全4枚中の4枚目) 様式-2

図面 対象 番号	種 別	名 称	都市計画	現 況	整備目標		新規拡大	5年 後に 重点 的に 整備 する もの	緑地の位置 (目標年次)		備 考
			決定面積						用途地域	用途地域	
			平成20年 度末現在 (h a) A	平成20年 度末現在 (h a) B	中間年次 平成27年 (h a) C	目標年次 平成37年 (h a) D			(h a) (E=D-B)	内面積 (h a)	
民-27		空釈寺		0.25	0.25	0.25	0.00			0.25	
28		津田神社		0.16	0.16	0.16	0.00			0.16	
29		光徳寺		0.11	0.11	0.11	0.00			0.11	
30		宝泉寺		0.18	0.18	0.18	0.00			0.18	
31		法泉寺		0.18	0.18	0.18	0.00			0.18	
32		八柱神社		0.07	0.07	0.07	0.00			0.07	
33		しあわせの宮		0.10	0.10	0.10	0.00			0.10	
34		龍雲寺		0.15	0.15	0.15	0.00			0.15	
35		御船神社		0.34	0.34	0.34	0.00			0.34	
36		広泉寺		0.14	0.14	0.14	0.00			0.14	
37		真念寺		0.21	0.21	0.21	0.00			0.21	
38		外城田神社		0.16	0.16	0.16	0.00			0.16	
39		四神田神社		0.23	0.23	0.23	0.00			0.23	
40		小野寺		0.08	0.08	0.08	0.00			0.08	
41		寿正院		0.19	0.19	0.19	0.00			0.19	
42		専念寺		0.13	0.13	0.13	0.00			0.13	
43		永昌寺		0.19	0.19	0.19	0.00			0.19	
44		西外城田神社		0.18	0.18	0.18	0.00			0.18	
45		珊瑚寺		0.17	0.17	0.17	0.00			0.17	
46		円光院		0.11	0.11	0.11	0.00			0.11	
47		阿弥陀寺		0.13	0.13	0.13	0.00			0.13	
48		佐那神社		0.80	0.80	0.80	0.00			0.80	
49		相鹿上神社		0.31	0.31	0.31	0.00			0.31	
民間施設緑地 計				7.90	7.90	7.90	0.00			0.91	6.99

樣式-3

※風致地区の面積は、今後の県との協議により、変更する場合があります。